

技術管理者を設置している指定調査機関の一覧について



土壤汚染対策法(以下「法」)に基づく指定調査機関における技術管理者の設置に係る経過措置期間が平成 25 年 3 月 31 日で終了し、指定調査機関は技術管理者試験に合格し、技術管理者証を交付された技術管理者を設置しなければならなくなりました。

これを踏まえ、平成 25 年 4 月 1 日現在で技術管理者証を交付された技術管理者を設置している指定調査機関の一覧が環境省のホームページに掲載されました。

平成 25 年 4 月 1 日以降は、技術管理者証を交付された技術管理者が設置されている指定調査機関のみが法に基づく土壤汚染状況調査等を実施できることとなります。

法に基づく技術管理者証を交付された技術管理者を設置している指定調査機関の一覧は、以下に示されています。

<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

当社では、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関として土壤汚染状況調査の土地利用履歴調査から土壤の分析、結果の評価までも行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 3 月 28 日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

お問合せはこちら 